

---

日付： 2004年 10月29日  
提出元： 清水（KDDI）、岡崎（アッカネットワークス）  
題名： アドホック会合報告  
課題表対応 C.7.3、C.7.4

---

#### まえがき

本寄書は、課題7.3「局設置のDSLからビル設置のDSLへの干渉軽減方法を検討する」並びに課題7.4「ビル設置のDSLから局設置のDSLへの干渉軽減方法を検討する」に関する第3回アドホック会合の結果報告である。

1. 開催日時 平成16年10月14日（木） 10:00～12:00

2. 開催場所 TTC 4階 DE会議室

3. 出席者 （順不同、社名等略称）  
コンビーナ：清水（KDDI）、岡崎（アッカ）  
NTT東日本、NTT持株、長野県協同電算、住友電工、NEC、  
コネクサント、アッカ・ネットワークス、富士通アクセス

#### 4. 議事要約

次の3つの寄書が提出され、それらに基づき審議を行った。

- ・SMS-adVDSL03-NTT-TD01（NTT持株）  
『技術資料草案』
- ・Ad\_VDSL-03-ACCA-01R1（アッカ・ネットワークス）  
『技術資料原稿』
- ・SMS-adVDSL03-SEI-01（住友電工、富士通アクセス）  
『局設置 ADSL・VDSL、ビル設置 VDSL 間の干渉回避の技術参考資料第4章草案』

##### (1) 技術資料の構成についての議論

- 『技術資料草案』（SMS-adVDSL03-NTT-TD01）を技術資料のベースにする。
- 『技術資料原稿』（Ad\_VDSL-03-ACCA-01R1）を 項の第3章に組み入れる。
- 『局設置 ADSL・VDSL、ビル設置 VDSL 間の干渉回避の技術参考資料第4章草案』（SMS-adVDSL03-SEI-01）を 項の付録資料（シミュレーション例）として組み入れる。

##### (2) 技術資料の内容についての議論

- ・『技術資料草案』（SMS-adVDSL03-NTT-TD01）の2章に、局設置 ADSL の定義を追記する。また、『技術資料原稿』（Ad\_VDSL-03-ACCA-01R1）の「1.干渉モデル」中の対象システムに関する記述は、削除することとする。
- ・『技術資料原稿』（Ad\_VDSL-03-ACCA-01R1）の「3.1 上り方向の干渉に対するガイドライン」と同様の事象についての記述を『技術資料草案』（SMS-adVDSL03-NTT-TD01）の第4章に追記する。
- ・『技術資料原稿』（Ad\_VDSL-03-ACCA-01R1）の表1の記述を以下のように修正する。  
被干渉システム（局設置 ADSL/VDSL）の各伝送システム名称を「 MHz まで下り帯域として使用する伝送システム」という記述に修正する。なお、 MHz

の値については、ノッチを考慮せずに、「1.1MHz」、「2.2MHz」、「3.75MHz」とする。

) 回避方法2の記述を「一定レベルまで PSD レベルを下げる。」という記述に修正する。

) 局設置 ADSL/VDSL の下り伝送帯域に 1.1MHz 超 3.75MHz 以下の周波数帯域を使用する伝送システムへの干渉対策として、ユーザビル設置 VDSL の 1.1MHz 以下における対策のみでも有効な場合があることから、各局設置 ADSL/VDSL の方式個々に有効と思われる干渉対策を全て記載する。

(3) 語句の定義についての議論

技術資料で使用する語句を以下のように統一する。

- ・ ユーザビル設置 VDSL
- ・ 局設置 ADSL/VDSL

(4) その他

- ・ ユーザビル内に設置される xDSL 装置が、標準準拠であることが望ましいことをワーニングという形で何らかに記載する方向で、コンビーナが記述してみる。

5. 今後の進め方について

- ・ 本アドホック会合後1週間を目処にボランティア企業各社が、上記の議論の結果に従い、草案修正を行い、コンビーナへ修正案を送付する。
- ・ ボランティア企業から提出された修正案をコンビーナが資料を一つにまとめる。
- ・ 一つにまとめられた技術資料案をコンビーナから参加各社へメールにて照会する。
- ・ メールベースでの議論により技術資料案をコンビーナが取りまとめる。
- ・ 特に必要性がない限り、集合形式のアドホックは開催しない。

以上